

平成 19 年 4 月 16 日

各 位

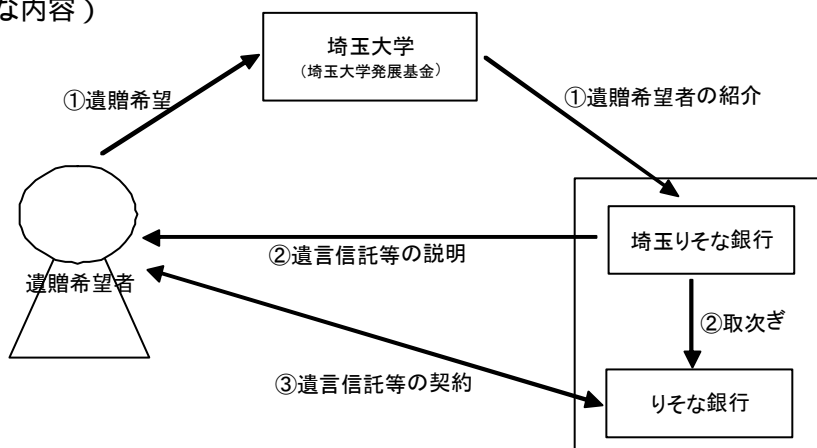
株式会社 埼玉りそな銀行

## 遺言信託等に関する埼玉大学との協力協定書締結について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）は、埼玉大学との相互協力協定 に基づき、4 月 19 日（木）付で、同大学と遺言信託・遺産整理業務に関する協力協定書を締結いたします。これは、埼玉大学が教育・研究環境の更なる充実に向けて設立した「埼玉大学発展基金」への遺贈を希望される方に、りそなグループが持つ信託機能をご提供するものです。

埼玉りそな銀行と埼玉大学は相互に連携して地域社会に貢献すべく平成 16 年 9 月に相互協力に関する協定を締結しています。

(協定の主な内容)



埼玉大学は、埼玉大学発展基金への遺贈希望者を、埼玉りそな銀行に紹介する。  
 埼玉りそな銀行は、信託業務を併営するりそな銀行の信託代理店として、遺言信託・遺産整理業務について、遺贈希望者のご相談にお応えするとともに、お申込みを受け付け、受託者となるりそな銀行に取り次ぐ。  
 遺言信託・遺産整理業務に関するご契約は、遺贈希望者とりそな銀行との間で締結する（手数料は優遇料率を適用）。

(遺言信託等に関するお問合せ先)

埼玉りそな銀行 個人資産ご相談プラザ TEL：048-601-0501

(埼玉大学発展基金に関するお問合せ先)

埼玉大学発展基金室 TEL&amp;FAX：048-858-3894 E-メール:s-kikin@mail.saitama-u.ac.jp

以 上